

年管管発1120第3号

平成25年11月20日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理



新規適用調査の際に求める提出書類の取扱いについて

新規適用届の受付と同時に新規適用調査を行う場合、日本年金機構の「業務処理マニュアル」においては、事業主に対して関係帳簿として賃金台帳、出勤簿、労働者名簿、就業規則、雇用契約書の提出を求めることとされているところです。

今般、総務省が実施した「申請手続きに係る国民負担軽減等に関する実態調査」において、一部の年金事務所で、新規適用を受けようとする事業所に対して一律、業務処理マニュアルに示されているもの以外の書類の持参を求めている事例が認められたため、平成25年11月1日付けで、総務省より厚生労働省に対し調査結果に基づく勧告が行われ、「申請者・届出者の負担を軽減する観点から、必要に応じ求めれば足りる調査関係資料を一律に求めないようにする必要がある」との所見が示されました（別添）。

つきましては、同勧告を踏まえ、新規適用調査の際に求める書類について、業務処理マニュアルに例示されている資料以外のものは必要に応じて求めることとし、全ての事業所に一律に求めることがないよう、事務処理を徹底していただきますようお願いいたします。

事例 2-(3)-オ

府 省 名	厚生労働省
関係法令名	健康保険法（大正11年法律第70号） 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
件 名	新規適用届の受付と同時に行う「新規適用調査の確認書類」
調査結果	<p>初めて健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となった事業所の事業主は、「新規適用届」を日本年金機構に提出しなければならない（健康保険法第3条第3項及び第204条。健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第19条及び第158条の3。厚生年金保険法第6条及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第13条）。</p> <p>日本年金機構は、新規適用届の受付と同時に「新規適用調査」を行う場合、事業主に対して関係帳簿として賃金台帳、出勤簿、労働者名簿、就業規則及び雇用契約書の提示を求めている（「業務処理マニュアル」（日本年金機構作成））。</p> <p>しかし、広島東、広島西、広島南及び呉年金事務所は、新規適用を受けようとする事業所に対して、上記の書類のほか、新規適用届の提出に併せて、一律に以下の書類を持参するよう求めている。</p> <p style="text-align: center;">（広島東、広島西、広島南及び呉年金事務所が求めている資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 役員報酬決定議事録 ・ 現金出納簿 ・ 源泉所得税納付書 ・ 雇用保険・労災保険の適用関係書類 ・ 代表者印 <p>上記の「新規適用調査」は、「日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領の改正について」（平成22年7月23日付け年発0723第2号厚生労働省年金局長通知）で、「被保険者の資格、標準報酬及び保険料の決定に関し、当該事務を行う範囲で」行われる調査とされている。</p> <p>これについて、厚生労働省は、「被保険者の資格、標準報酬及び保険料の決定」に際して、設立登記はなされているものの休眠状態にあるような事業実態のない事業所を適用事業所としないよう、業務マニュアルに例示されている書類以外の書類を求めることがあるとしている。</p> <p>しかし、最初から一律に全ての事業所に対して書類を求めるとはならず、厳格な審査を要する事業所に対して必要に応じて求めることが</p>

申請者の負担軽減の観点から適当と考えられる。

(参考) 新規適用届出件数 72,894件 (平成23年度)

改善の方向 厚生労働省は、新規適用届の受付と同時に行う「新規適用調査」の際に求める書類について、業務マニュアルに例示されている資料以外のものは、必要に応じて求めることとし、全ての事業所に一律に求めることがないように日本年金機構を指導する必要がある。